

平成30年度 第1回芦屋市指定管理者選定・評価委員会（総合公園）

会議要旨

日 時	平成30年7月25日（水） 15:30～18:00
場 所	芦屋市役所東館3階 第4, 5会議室
出席者	委員長 倉本 宜史 副委員長 赤澤 宏樹 委 員 小市 裕之 委 員 豊田 孝二 委 員 上田 萌子 市出席者 川原企画部長 島津企画部主幹（施設政策担当課長） 濱口政策推進課係長 岡本政策推進課係員 事務局 辻都市建設部長 夏川公園緑地課長 岡本公園緑地課係長 秦公園緑地課係員
傍聴者数	人（一部公開の場合に記入すること）

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) 出席者自己紹介
- (4) 委員長互選・副委員長の指名
- (5) 会議運営に関する説明等
- (6) 議題
 - ア 募集要項・業務仕様書について
 - イ 審査要領・選定基準について
- (8) 次回以降の委員会日程について
- (9) 閉会

2 提出資料

- 資料1 委員名簿
- 資料2 募集要項（案）
- 資料3 業務仕様書（案）
- 資料4 審査要領（案）

資料5 選定基準（案）

3 審議経過

(1) 開会

事務局：辻 開会の挨拶

(2) 委嘱状交付

事務局：委嘱状を机上配布

(3) 出席者自己紹介

委員及び事務局他市職員 各自自己紹介

(4) 委員長互選・副委員長の指名

事務局・岡本： 芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第3条により、委員長は委員の互選によって定めることとなっており、また、副委員長は委員長が指名することになっております。まず、委員長につきましては、いかがいたしましょうか。

上田委員： 倉本委員にお願いするのは、いかがでしょうか。

----- 異議なしの声 -----

事務局・岡本： 倉本委員，よろしくお願ひします。倉本委員長，副委員長の指名をお願ひします。

倉本委員長： 副委員長は，赤澤委員にお願いしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

事務局・岡本： ただいまご指名のありました，赤澤委員に副委員長をお願ひいたします。それではこの後の議事進行につきましては，委員長にお願ひいたします。倉本委員長，よろしくお願ひいたします。

(5) 会議運営に関する説明等

倉本委員長： では，本委員会の成立要件の確認をいたします。事務局から報告をお願ひします。

事務局・岡本： 本日は委員定数5名中，5名のご出席をいただきており，過半数のご出席がございますので，本委員会は成立しております。

倉本委員長： 次に，本委員会の公開，非公開についてお諮りいたします。事務局から説明をお願ひします。

事務局・岡本： 芦屋市情報公開条例で附属機関の行う会議は原則公開と定められております。ただし，芦屋市情報公開条例第19条により，非公開情報が含まれる事項の審議や公開することにより会議の構成または円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合につきましては，出席者の3分の2以上の賛成があれば公開しないことができることとなっております。

本日の審議におきましては，公開することで，募集内容，審査要領，配点の記載がある選定基準を，特定の法人が早く知ることにより，有利となる可能

性があり、また公平・公正な競争が損なわれる恐れがあるため、非公開とすべきと考えております。

倉本委員長： 事務局から説明がありましたが、会議を非公開とすることにご異議はございますか。

----- 異議なし -----

倉本委員長： それでは、会議を非公開に決定します。

次に、議事録の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

事務局・岡本： 議事録の公開につきましては、非公開の会議であっても、発言者名を含め、非公開の趣旨を損なわない範囲で公開すべき、とされているところですので、そのように取り扱いたいと考えております。

倉本委員長： ただいま事務局から説明がありましたが、質問・意見はございますか。

----- 質問・意見なし -----

倉本委員長： それでは、議事録の取扱いにつきましては、発言者名を含め、「非公開の趣旨を損なわない範囲で公開」とさせていただきます。

(6) 議題

ア 募集要項・業務仕様書について

倉本委員長： それでは、本日の議題であります、「募集要項・業務仕様書」について事務局から説明をお願いします。

事務局・夏川： 内容を説明

倉本委員長： ご質問があればお願いします。

小市委員： 修繕費のところですが、実績として30万から50万の間に入る修繕というにはたくさんあるのでしょうか。

事務局・岡本： 件数として多いというわけではありませんが、例えば時計や水道関連の施設などでは、機器自体の費用が30万円程度のものもあり、取替費用も含めた予算を市が確保し、発注の手続きを行うよりも、指定管理者が迅速に補修することで、サービスが向上すると考えております。

赤澤副委員長： 芦屋市は再委託が可能ということになってはいますが、再委託と共同体の使い分けについて、一括下請けを防止する仕組みについて、募集要項ではどのように表現されていますか。

事務局・夏川： 仕様書4ページの管理体制の箇所で、指定管理者が保持すべき資格を明記していて、その資格を指定管理者が持っていれば再委託することに関しては可能であるとしています。

事務局・辻： 基本的に公共工事の基準を準用して書いていますので、作業の主体は下請けに委託していても、管理監督は指定管理者がしっかり行うということを想定しています。

赤澤副委員長： 大阪などでは再委託を全面禁止にしています。一括下請けに近い形は良くない指定管理者の典型例で、とても安い額で受注して、管理が不十分になり、品質が極端に落ちるといった危険があるため、再委託を許可する場合でも、一括下請けを防止する表現を強めに記載した方が良いでしょう。

- 事務局・岡本： 仕様書及び募集要項の記載を再検討させていただきます。
- 倉本委員長： 6 ページのところ⑩事故対応マニュアルを定めているか、というところですが、どの段階で定められて市はどういう共有をされる予定なのでしょう。
- 事務局・夏川： 公園内の事故についてのマニュアルですので、指定管理に応募される申請者がその対応のマニュアルを定めて市に報告していただいて、市がその内容について確認をするということを考えています。
- 事務局・辻： 基本的には、申請者はベーシックなマニュアルをお持ちだと思いますので、それを総合公園バージョンに変えて、4月に管理に入る前に提出いただき、それを共有して事故があれば対応するということになるかと思えます。
- 倉本委員長： 7 ページの⑮ですが、災害に関するマニュアルについても同様の考えでしょうか。
- 事務局・夏川： そのとおりです。
- 赤澤副委員長： 仕様書の4ページの①管理体制のところなのですが、職員の配置を「管理責任者、事務職員、施設窓口職員、常時点検員」と限定してしまったり、自主事業で市民協働を行う点についても記載内容を限定してしまうような表現を用いると、そのことしか書いてこない恐れがあり、これしかダメなのかなという風に見える可能性もあるので、「等」と付けるとか、「～に加えて自主事業に必要な要員などを明記し」と記載するなど、申請者の検討余地を持たせた方がいいかなと思いました。
- 事務局・夏川： 必ずこれでないといけないということではございませんので「等」を付けるなり幅を持たせるようにします。
- 赤澤副委員長： 管理運営協議会に関してですが、一般には市が構成メンバーとなることもあれば、事前に協議をした上でオブザーバーとして関わるという場合も考えられると思います。関わり方を明記した方がいいのではないのでしょうか。
- 事務局・夏川： 関わり方及び仕様書への表現について検討します。
- 上田委員： 3 ページ目の公園内の利用、公園内の除草や剪定に関する記載ですが、わざわざ太線にして期待されている部分だということは伝わるのですが、期待している内容について、「芦屋のみちの木」の活用方法も含めて、具体的な説明を加えた方がいいのではないかと思います。
- 事務局・夏川： 表現を検討します。

イ 審査要領・選定基準について

- 倉本委員長： 次に「審査要領と選定基準」について説明をお願いします。
- 事務局・夏川： 内容を説明
- 倉本委員長： ご質問があればお願いします。
- 豊田委員： 管理運営費の配点については意図も理解できるのですが、バランスが少しおかしい感じがします。他のどこを削れば良いという提案があるわけではありませんが、そもそも外部に委託するのは経費削減の目的も含まれているはずですので、再検討の余地があると思うのですが。
- 事務局・夏川： アンバランスさを感じるというご指摘ですので、再考したいと思います。

赤澤副委員長： 総合公園の特性を考えると、収益の面においても、公園の魅力向上の点においても、自主事業により貢献できる余地が大きいと思いますので、そのことを評価できる項目を作ってもいいのではないのでしょうか。

事務局・夏川： 豊田委員のご指摘も含めて、審査基準を検討します。

倉本委員長： 管理体制や安全面の評価というのは、審査基準の中の1の(2)管理体制についての人員配置や、巡視点検の中の上から3つ目、現場の責任者に関する部分に全て集約される、という理解でよろしいですか。

事務局・夏川： そのとおりです。

赤澤副委員長： 事業内容の広報については、自主事業の中に含まれるものもありますが、非常に大切な分野ですので、広報自体を評価する項目を独立させてもいいのではないのでしょうか。

事務局・夏川： 広報も大事だと思いますので、公園管理の項目にも少し記載しておりますが、強調できるよう検討したいと思います。

倉本委員長： 他に皆さまから何かご意見がありますか。もしまた細かいことがあればメールか何かでやり取りさせていただくということでもよろしいでしょうか。また、ご意見をいただいた箇所の修正につきましては、委員長に一任させていただく形でよろしいでしょうか。

----- 異議なし -----

倉本委員長： それでは、本日の審議を終了します。

(7) 次回以降の委員会日程について

- ・ 第2回芦屋市指定管理者選定・評価委員会 平成30年10月15日(月)
- ・ 第3回芦屋市指定管理者選定・評価委員会 平成30年10月31日(水)

(8) 閉会